

(案)

まちかど健診案内はがき送付対象者データの提供及び会場費に関する覚書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づき全国健康保険協会（以下「甲」という。）が実施するまちかど健診における特定健康診査及び特定保健指導について、甲の作成した案内はがき送付対象者データ（以下「対象者データ」という。）の提供を契約機関名 契約者名（以下「乙」という。）が受ける場合において、必要な事項に関し、甲及び乙との間で、次のとおり覚書を取り交わすこととする。

また、甲はまちかど健診の会場費を一部または全額負担することで、更なる健診会場の充実を促すこととし、乙がこれを受ける場合、下記のとおり請求を行うこととする。

（目的）

第1条 乙は、高確法に基づき実施する上記特定健康診査及び特定保健指導について、甲が作成した対象者データをもとに、予約時の受付業務を着実に実施することとする。

（対象者及び提供項目等）

第2条 甲が乙に提供する対象者データは、甲の加入者のうち当該健診受診年度内に40歳以上75歳未満の被扶養者とする。（75歳の誕生日の前日までに受診できる者）

2 甲が提供する対象者データは、記号番号、氏名、生年月日、住所等の特定健診受診券（セット券）に記載されている基本記録のみとする。

（データの授受及び消去）

第3条 甲は、対象者データを、電子媒体（CD-R）により乙に提供するものとする。なお、電子媒体の授受に当たっては、簡易書留によって行うこと。また、乙は提供された電子媒体は特定健康診査の予約確認が終了し次第、コンピュータ等に複製したデータを消去した後、簡易書留により速やかに返却するものとする。受領と返却に関しては、様式1、様式2を提出すること。なお、データの授受にかかる費用は送付する側の負担とする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、対象者データについて、高確法に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導の目的にのみ使用するものとし、これ以外の目的の使用を禁止する。

（秘密保持）

第5条 乙は、甲から提供を受けた対象者データを機密として保持し、第三者に開示または漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、甲から提供を受けた対象者データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき確実な漏洩の防止等適切な管理を行うものとする。

（会場費の請求）

第7条 甲は乙から請求があった場合、まちかど健診の会場費として、1会場1日当たり

(案)

上限90,000円(税込)を支払う。乙は会場費を請求する際、請求書及び会場の賃借料が記載された領収書の原本を健診実施後速やかに甲へ提出すること。

(委託料の支払い)

第8条 甲は乙から、前条に係る請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、請求書受理後、30日以内に乙に請求額を支払うものとする。また、結果に関する内容について問題がある場合は、甲は乙に対し、直接照会又は返戻を行うものとする。

2 なお、乙が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書として請求することとし、消費税額は、税込請求金額の合計に対して10/110を乗じて算出した額(当該消費税額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)とする。

(有効期限)

第9条 この覚書は、契約締結の日から令和8年3月31日まで効力を有する。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項または本覚書各事項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲：宮城県仙台市青葉区中央 4-4-19
アーバンネット仙台中央ビル 14階
全国健康保険協会 宮城支部
支部長 青柳 直志

乙：契約者住所
契約機関名
契約者名